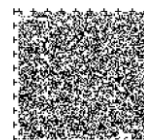


令和5年3月24日

令和4年度第4回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 7 時01分開会

○障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。今日は、対面とオンラインで併用
でやってまいりますが、よろしくお願いいたします。今年度第4回目の障害者
施策推進協議会となります。座って失礼します。

事務局を務めます障害施策推進課でございます。どうぞよろしくお願いま
す。

まず最初に事務連絡をさせていただきます。本日の協議会は、先ほども申し上げ
ましたが、オンラインではZ o o mを併用した形で行ってまいります。

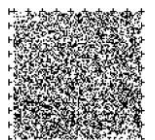
まずZ o o mの方々に御案内ですが、基本的にはマイクをミュートに設定し
ていただいて、御発言の際には画面上にて挙手で合図いただいて、指名を受け
ましたらミュートを解除し、発言をお願いいたします。発言が終わりました
ら、再度ミュート設定をお願いいたします。恐れ入りますが、各自での会議の
録音については御遠慮ください。

続いて、会場の皆様にお願いです。発言の際には、最初にお名前を名乗っ
ていただいて、指名を受けましたらお話しいただきますようお願いいたしま
す。

本日の出欠席の状況ですが、渋谷の公共職業安定所の委員、公募区民委員の
委員から御欠席の連絡をいただいております。そのほか、まだお見えでない方
もいらっしゃるようですが、会は進めてまいろうと思えます。会としては定数
2分の1以上の出席で成立となっておりますが、2分の1を満たしている
ということで御報告させていただきます。会議を進行してまいります。

それでは、最初に障害福祉部長より一言御挨拶を申し上げます。

○障害福祉部長 それでは、オンラインの皆様も含めまして、障害福祉部長で



す。こんばんは、どうぞよろしく願いいたします。

年度末ということで、今年度も残りあと僅かとなってまいりまして、そろそろ異動の内示等もあって、区役所もばたばたしております。私はもう1年残らせていただくという内示をいただきましたので、御報告させていただきます。

今回つくっておりますノーマライゼーションプラン、それからその他、今日は手話言語の部分の実施状況の報告とか、東京リハビリテーションセンター世田谷の今の取組の状況を御報告するような段取りで考えております。

ノーマプランは、ある程度こちらで、こういうたたき台ではどうかというような、まだ骨子の手前のような形ですが、皆さんにちょっと御覧いただいて、今日御意見を少しいただければと思っているものでございます。

昨年度つくった条例を基にして進めていこうということで、少しこれまでと変化をつけてというようなことを考えていますので、そこも含めて御意見を賜ればと考えております。

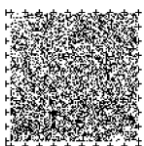
コロナの収束がだんだん少しずつ見え始めて、世の中もだんだん動きが変わってくるかという時期でもありますので、そうした動きも捉えながら、どこまでこの計画に反映できるかはありますが、きちんこの先3年間、しっかり進めていけるような中身にしたいと思っておりますので、皆様の御意見をいただきまして御協力お願いしたいと考えております。

それでは、どうぞ本日もよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、ここからの進行については部会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○部会長 部会長です。皆さん、遅い時間にいつもありがとうございます。

今、世田谷の児童相談所の建物の中ですが、この周りの桜も本当にきれいに



咲き誇っていて、今は雨も上がって、とても爽やかな気持ちでここに参りました。ぜひ皆さんから、またいろいろな御意見をいただいて、世田谷のノーマライゼーションプランがより前に進むように、今日もいろいろな活発な御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速次第に沿って始めたいと思います。まず資料の確認ということで、事務局をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元あるいはオンラインの方の資料を見ながらと思いますが、まず最初に次第となります。2つ目が協議会の委員名簿及び区管理職の名簿となります。右上に「参考」と書いてございます。

資料1がA4横のものですが、「次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について」となります。

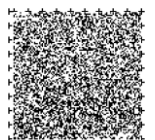
続いて、別紙1として、世田谷区自立支援協議会からの二次意見案と書いたものがついてございます。これはA4横のものです。

続いて資料2「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた勉強会の実施報告についてというもので、表紙が1枚あって、別に当日の勉強会での資料をお配りいたしました。ちょっと分量のあるものですね。

続いて資料3「東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援(生活介護)における取り組み状況について」です。

最後に、本日の協議会の意見・質問用紙をおつけしています。

それから資料3ですが、今日、会場の方々には机上に差し替えの紙を置いております。差し替えと言っても中身は変わっていないのですが、ページ構成が



ちょっと見づらくなっていたので、本日、机上のものの方が分かりやすいページ構成かなというもので、御確認いただければと思います。中身は事前にお送りしたものと同じにはなってございます。

それから、こちらも会場の方ですが、東京都自閉症協会からチラシを頂いております。自閉症啓発デーが4月2日にあるのですが、その「Warm Blue2023キャンペーンに参加しませんか？」というチラシを頂いておりますので、御覧いただければと思います。

それから、資料とは別に前回、第3回の本協議会の議事録もおつけしています。たくさんございますが、御確認いただけましたでしょうか。資料の確認は以上となります。

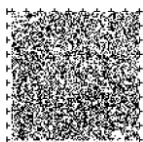
すみません、ちょっと補足説明ですが、本日の協議会の資料の関係で、現在のせたがやノーマライゼーションプランの冊子とか実態調査の報告書といった冊子については、会場の方にはテーブルの上に置いてございます。それから、オンライン参加の皆様については、事前にデータあるいはリンク先をメールにてお送りしておりますので、必要に応じて御確認いただければと思います。

資料についての御説明は以上となります。

○部会長 皆さん、資料はおそろいでしょうか。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず協議事項の(1)「次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定に向けた検討状況について」ということで、説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料1を御覧ください。オンラインの方も画面共有で出して御覧いただければと思います。「次期せたがやノーマライゼーションプランの策定に向けた検討状況について」になります。



最初のページ、「1. 主旨」とございますが、この次期計画の構成等に関する検討状況について報告するものとなっています。

2 ページ目を御覧ください。「2. 区における障害施策の現状」というページで、計画の中では、まず障害者（児）の実態調査を御説明していくと。それから、いただいている意見ですね。今の記載では、施策推進協議会や地域保健福祉審議会から2つ出ていると。「次期計画は、現計画の実施状況を踏まえたものにすべき」と「人材の確保は喫緊の課題」という御意見をいただいているというものです。

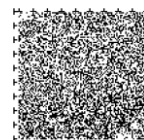
3 ページ目にお進みください。「2. 区における障害施策の現状」の続きです。こちらは、自立支援協議会から、3月になって二次意見というものが届いておりますので、こちらを表形式で記載してございます。

簡単に御紹介してまいります。表の右側になりますが、現状・課題等についての御意見ですが、まず「子どもたち向けの差別に関する教育の強化が必要」というところ、「様々な障害種別の理解促進事業を進めるため、企画・運営のコーディネートを行う役割が必要」と。それから「避難行動要支援者名簿の共有が出来ていない自治会」もあるというお話。

次は住まいの関係で、「住み慣れた地域で生活を続けたいという声が多い」と。

就労の関係で言うと、「作業能力は高いものの、一人で通所することが難しい」方がいらっしゃる。あるいは、放課後等デイサービスに通っていらっしゃる方が成人になると、その夕方の支援だと思のですが、対応する施設がなくなって、親が働きづらくなる、働けないのだという御意見。

それから相談・支援の関係ですと、「どこに何を相談したらよいかわから



ないという声」、あるいは「介護保険サービスに移行する際」に、なかなか準備ができていないというお声。

精神障害施策の関係ですが、「不動産業者やオーナー向けに理解・啓発動画」をつくったのだけれども、その後の連携につながっていないということ。

「長期入院を生まないための支援として」、平時、通常的生活支援とか早めの気づきと対応が必要だよというお話。

それから医療的ケアの関係ですと、「医療的ケア児（者）に対応できる事業者」が限られているということとか、「医療機関との連携」のことについても御意見をいただいています。

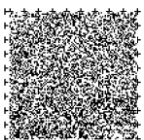
教育・保育というところで、「聴こえの訓練や手話を含めたコミュニケーションの獲得など」には早期支援が大切なのだ、「支援者の理解・スキル」も必要になってくるという御意見。

サービスの質の関係で言うと、事業所同士が意見交換できる場があると現状を共有できるのだけだなあというような御意見。

担い手の不足や担い手の高齢化、あるいは潜在ヘルパーの掘り起こしが必要なのではないか、そのようなことをいただいているというものになります。3ページ目は以上です。

4ページ目に進みます。こちらは構成の中で(1)基本理念になりますが、こちらに今事務局で考えている「次期計画の基本理念（案）」をおつけしています。

現計画の基本理念ですが、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい 自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」となっていますが、これを、先ほどの「自分らしい生活」の前に



「選択した」という言葉をつけて、最初から言いますと「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」、次期計画ですが、こういう形で基本理念を少し修正できればというところで、本日、準備をしております。

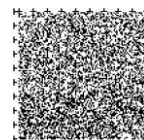
こちらの意図ですが、今、地域共生社会の基本的なところ、社会的包摂という考え方がございますので、障害のある人もない人も、生活の在り方を自ら選択・決定できるような状態が必要になるだろうというところ、このため、次期計画においては「選択できる社会」の創出という旨とすることを強調していきたいということを意図しております。

次のページで資料の説明、進んでまいります。(2)章立て(案)ですが、細かくは6ページ目になります。ちょっと細かい表ですが、全体の章立てをこんな形で考えているということで載せています。

簡単に御紹介しますと、第1章が「計画の策定にあたって」、第2章「現状と課題」、第3章「計画が目指す姿」、第4章「施策の取組」、第5章「計画の推進」、第6章「計画策定の経過」、そして第7章としては「資料編」をおつけしていくというような章立てを考えているところです。

全体的な構成は、現在の計画をベースとしておりますが、1つ加えたいと思っておりますものが、第3章の中に、次の3年間、「この3年間の行動コンセプト」という項目を設けていこうというところがありまして、これが現在の計画にはないところで、ここを加えていこうというところであります。

それから、資料を御覧いただきますと、先ほども御紹介しましたが、今の冊子で「基本理念」が第3章に入っておるのですが、資料でこの「基本理念」に四角く囲ってあるのですが、この基本理念の言葉を第3章に登場させることも



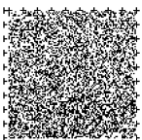
あるのですが、あえて冊子の冒頭部分で少し御紹介することで、インパクトを持っていくという方法もあるかなど、そんなことも考えて、ちょっと今、四角くくるような見せ方にしているものになります。それが今の6ページ目の御説明となります。

7ページ目に進んでまいります。(3)施策体系(案)になります。右と左で現計画と次期計画と書いていますが、現在の計画は5つの大分類、54の中項目、そして数百にわたる取組となっておりますが、これを次のページのようにしていこうということで、8ページ目を御覧ください。

こちらが施策体系です。大分類としては4つ挙げております。これは前回、第3回目の資料でも御説明した、先般制定された条例、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に基づく章立て、あちらが大きく出ているのですが、「障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消」、それから「安心して暮らし続けることができる地域づくり」、「参加及び活躍の場の拡大のための施策」、「情報コミュニケーションの推進のための施策」と、先般の条例を踏まえて大分類をまず設けていくというところ。

そして中分類を、今の大分類の横につける形で14準備して考えております。こちらは前回、第3回目の資料では、中分類はこれから考えていきますというか、現在の中分類ありきでなく考えていくような形で御説明しておったのですが、今回こんな形で御紹介できるような形になっています。

それから、表の右側に3つの視点を御案内して、こちらも前回御説明した点ですが、相互理解、当事者参加、担い手支援という3つの視点がございまして、これを14の中分類それぞれに星印で対応するような形で表をつくっております。



3つの視点はそれぞれ関連があるのですが、特に関連が深い視点について星をつけて表にさせていただきます。それが8ページ目の御説明になります。

9ページにお進みください。次は(4)重点取組(案)となります。これまでいただいていた御意見とか実態調査の結果とか、庁内ヒアリング、国連勧告なども踏まえ、以下の6点を次期計画において重点的に取り組む施策としていきたいというものです。

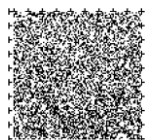
読み上げますと、1つ目に「医療的ケア児(者)の支援」、2つ目に「精神障害施策」、3つ目「人材の確保」あるいは「人材の定着支援」、4つ目として「災害への備えの推進」、5つ目「情報コミュニケーション手段の確保」、6つ目、仮ですが、「インクルーシブ教育」ということで6つ考えております。

それでは10ページ目にお進みください。こちらから一つ一つの項目を少し背景と課題について御説明申し上げます。

まず1つ目「医療的ケア児(者)の支援」の【背景・課題】ですが、こちらは世田谷区の人口比としても、医療的ケアの対象者が多いというような状況、それから医療的ケアの方の家族の御負担が特に重いのだというところ、それから支援の担い手の鍵となる看護師に対するフォロー体制が十分ではなく、担い手が特に定着しにくいというところ、こういった背景について記載させていただきます。

次のページです。「精神障害施策」の【背景・課題】です。精神障害の方、手帳所持者、自立支援医療認定の方とも増加傾向になります。

それから、国連の勧告とか国の基本指針で示しているような「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方にに基づき、長期入所者への動機づけ支援など、様々今取り組んでおりますが、こういうところを継続して進



める必要があるだろうという。

それから、心の病気は誰でもかかり得るものであるにもかかわらず、差別や偏見があるということで、当事者の声を反映させるような必要があるだろうということもあります。

それから、区の地域包括ケアシステムにおける課題として出てくる複合化・複雑化した問題を抱える方、あるいはサービスにつながりにくい方に対する支援が、精神障害を抱える方が多く潜在していると見られていると記載してございます。

3つ目の「人材の確保」も、実態調査を見る中で、職員の過不足状況ですが、「大変不足」、「不足」「やや不足」で合わせて73.9%という状況です。

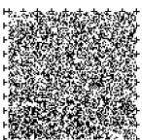
それから、早期離職とかも、お話は聞いているような状況にはあります。

4つ目、13ページで「災害への備えの推進」は、実態調査をまた見ていくと、避難が「一人ではできない」が（部分的に助けが必要）あるいは（いつも手助けが必要）というところ、合わせて48%の方となっているところです。

それから、地域（町会など）に要配慮者であることを申し出ている人は7.7%にとどまっています。一方で、停電する備えがないと回答する人が51.9%で、なかなか備えとかコミュニケーションが十分ではない様子が見てとれるという状況にあります。

もう一つ、また実態調査から分かるところですが、災害発生時に必要と思われるものとして、「在宅避難の充実」と回答した人が47.7%と最も高くなっているというところがございます。

進んでまいります。5つ目「情報コミュニケーション手段の確保」です。障害のある方自身の意思表示、自己決定、あるいはその望む生活の選択の前提と



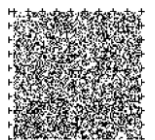
なるものであるにもかかわらず、情報コミュニケーションがなかなか、まず物理的な施策が先行しているところがあったというところ、社会における認識が不十分な現状があるというところ。特に災害時における情報コミュニケーションも大切というところですね。

それから、幾つかの実態調査を見ながら、社会全体としての情報コミュニケーションに関する課題が多く存在しているというところを記載させていただきます。

6つ目、(仮) インクルーシブ教育で、こちらの内容は調整中となっております。

16ページ目に進んでまいります。こちらも私どもから御提案の事項になりますが、この計画の名称についてになりますが、今「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ー」としてありますが、これを次期計画では「世田谷インクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」という計画名称にしてはどうかということで、事務局で今、準備をさせていただきます。

考え方のところで、ノーマライゼーションですが、どのような障害があろうと、障害のない人と同等の生活・権利が保障されなければならない。障害のある方の生活を、社会の主流となっている状態にできるだけ近づけていくのだと、こういった考え方がノーマライゼーションの理念にあったのかなと解釈をしておるのですが、右のほうで、これからはと言うのでしょうか、地域社会には様々な背景を持つ人がいるのが自然で、それぞれが自分らしい生活を築けるべきだろうと。個々の持つ特性・経験などが認められ、それを生かす形で誰もが活躍できる社会を目指していくのだろうといったことを考えたときに、「せ



たがやインクルージョンプラン」という計画名称にしてはどうかということで、今、準備をしているものでございます。

その次のページ、4. 今後のスケジュールですね。令和5年の6～7月頃には中間まとめ案、8～9月頃には素案としまして、10月には次期計画の答申案を策定して、地域保健福祉審議会に答申をしてまいります。年度末3月には計画を策定し、令和6年の4月から次期計画がスタートしていくと考えていているものになります。

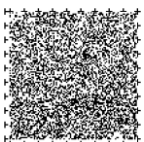
資料1のご説明は以上となります。

○部会長 御説明ありがとうございました。ということで、これまでのノーマライゼーションプランという中身からすると、このタイトルを変えるというようなどころも含めて、かなりいろいろ新しい提案をしていただいたと思います。

特に世田谷の場合は、新しい条例をつくっているというようなどころを大事にしながら、この新しい提案をいただいていると思うのですが、今の御説明について、特にこの部分と、こちらでは限定しませんので、委員の皆様、お気づきのところをぜひ御発言いただけたらと思います。ご質問、ご意見、どちらでも結構ですので、今かなり新しい中身になっているので、ちょっと戸惑っていらっしゃる方もかもしれませんが、お気づきのところを御発言いただければと思います。

では、委員が会場で手を挙げてくださっていますので、お願いいたします。

○委員 視力障害者協会です。まず、タイトルですごく、インクルージョンということで、また新たな試みの言葉が提案されてきたのですが、期待とともに、区民が、僕がちょっとよく言われる中で、横文字って本当にこれがいいの



かなと思うことがあるのですね。

というのは、インクルーシブ教育とかと言っても、総合学習と言っても、意外に分からない、横文字、どうなのと言われることがあるんですよ。だから、これが本当に横文字がよいのかどうかも、ちょっと議論もするべきなのかなということがまず1点目です。

それから、質問したいことが2つあります。

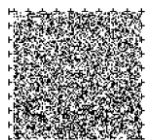
まず1つ目として、この前、議会の今、昨日ですか、補充のものがありまして、災害の問題のことをすごく取り上げていたのを、ちょっと今回、気にしているのですね。

というのは、8,000人を対象に、いわゆる個別支援計画、これを対象にとにかくやっていかなければいけないよと言いながらも、区がお願いしている業者さんが同じことをずっと続けていて、全く対応ができていない。障害者も、高齢者も、これで分かるのかなという議会の質問を聞いていました。

実際の話、私どもの会議にも、玉川地区で、その対象者に聞いてみたのですが、「これはちょっと分かりにくいよね」というようなことも言われていました。

また、業者さんがまた同じものを何かやっているというようなことを聞いていて、あっ、結構委託費もかかっているのだなということがあったので、果たしてこのペースで、5年間で本当に8,000人が出来上がるのかなという不安が、正直申し上げて、ありました。

それで、これは、今日は福祉領域ですから、玉川とか砧の保健福祉課等が中心に頑張っていることでもありますが、現在の中では、障害の方が一体どのぐらいのペースで、現在、この個別支援計画にたどり着いているのか、や



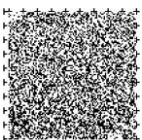
は、これは大きなテーマだと思います。もしこの場でお答えできなかったら、後日教えていただきたいと思います。

やはり誰もが安心して暮らせるためには、この個別支援計画は、最大のテーマの柱の中にもありますが、災害は待ったなしです。前回発生した台風による風水害も、新たな試みであるならば、やはりこれは避け切れない問題であって、地域の商店街、町会の方の災害時、いわゆる要支援者の情報共有ができていないということは、これではいけないので、やはり障害当事者の団体であっても、みんなが意識を持って、自助、共助、そして公助の中でやっていかなければ、これは本当に、数値目標も達成できないまま、災害、災害ということにならないかなという不安がありました。1点目です。

2点目、情報コミュニケーションのことで、やはりこだわっています。これは、私どもは、この1月1日からできた情報コミュニケーション、よかったなと思う反面、残念ながら、まだ社会の理解が進んでいないことに対しては、私どもの理解もなかなか行動が弱いと思って、課題だと思っています。

社会に責任を押しつけるのではなく、私たちも自ら行動を起こし、人それぞれの配慮に必要な情報を、やはり条例化したならば、行政、そして民間も含めて、御理解いただかなければ、私どもは、なかなか前に進まないんですね。

それで、ちょっと今日、情報を出したいと思います。今日、午前中に国会の参議院の予算特別委員会が行われていました。その中に、視覚障害と聴覚障害者に関係している情報のコミュニケーションということについて、総理大臣が、全庁を挙げて行いましょう。それから、全国の自治体に対しても、平等でこのような情報コミュニケーションが成し遂げなければならない。当たり前のことができていないということは、国にとってもよくないというような御答弁



をされてきました。

すごく期待ができる反面、その中で、実は世田谷区さんが取り組んでいる、私どもも一生懸命取り組んでいるものですが、音声コードのことについて答弁がありました。

実は世田谷区さんは、もう十数年前から音声コードを導入していただいています。例えばこの後4月に行われる統一地方選挙の入場整理券にも、区民全員に対して——ごめんなさい、これは世帯主に対して音声コードをつけていたり、また、マイナンバー並びにワクチンの接種券等についても、音声コード等の取組をしてくださいました。

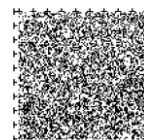
その自治体の推奨として世田谷区は挙がっていたのです。ということは、国を挙げて世田谷が注目であるよということなんですね。

そして、情報コミュニケーションを、単に条例をしただけではなく、やはり視覚障害だけではなく、区民の生命、財産を守るためのこととして、注目の自治体となっています。

ですから、この情報コミュニケーションはとても大事なことであり、その後の聴覚障害の方については、2025年のデフリンピックについて、総理大臣も自ら、東京都並びにろうあ連盟を中心に取り組んでいくのだよということをされていらっしやいました。

オリンピックの後のパラリンピック、そしてこのデフリンピックというのは、東京にとっても初めての試みだからこそ、障害理解のきっかけになるのだという御決意をされていたので、とても期待とともに不安があると思いました。

だからこそ、全国の中でも同じような取組をしているかもしれませんが、世



田谷の社会モデル的なものが中心であるということが一番申し上げたいということ。

それから、もう既に出来上がっている条例を、来年度、今度情報コミュニケーションの部分にだけではなく、手話言語条例も含めて取り組むということが、やはりこの世田谷らしさなのかなと思っているので、頑張ってくださいと思います。

情報提供と感想、そして不安があるということをぜひ御理解いただきながら、この次のノーマプランが、ノーマという名前になるかならないかもありますが、期待して見守っていきたいなと思っています。

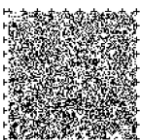
長くなってすみません。以上です。

○部会長 貴重な情報提供、本当にホットなところをいただいて、かつ、国のレベルでかなり世田谷が評価をされているよというようなうれしい情報もいただきました。

そして、委員からは、災害時の支援計画が本当に間に合うのかどうかというようところが一つ御質問として出ていたかなと思います。

あと、ノーマライゼーションからインクルージョン、この横文字を使うかどうかということも含めて御意見をいただきました。また事務局で、今あれですか、お願いします。

○保健福祉政策課長事務取扱 まず、今御指摘いただいた個別避難計画についてです。国では5年間で作成ということになっておりまして、この間、世田谷区では約8,000人の方々を対象に避難行動要支援者ということで取組を進めてきました。主な取組は、町会様と協定を結んで、御本人の同意を得られた方について個人情報をお渡しし、町会等で個別避難計画をつくっていくというもの



でした。

ただ、その取組も、たしか平成19年ぐらいでしたか、大分以前からやっていたのですが、なかなか個別避難計画の作成には至らないという状況がございました。

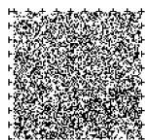
そこで、世田谷区では、8,000人の方ではなくて、まずは最初に多摩川の浸水区域にお住まいの500人を対象に、昨年度から個別避難計画の策定に取り組んでおりまして、おおむね500名ぐらいに対して半数ぐらいの方々と今やり取りをしている最中です。

来年度からは、今度は震災の方も含めて、8,000人全員に対して取り組もうとしています。そのときに、個々に聞き取るという形ではなくて、世田谷区において、例えば介護保険であれば、区で介護保険の認定のときの情報等がございますので、こちら等を活用しながら、まずは対象となる方々に郵送をして、御本人の同意を得ながら少しずつつくっていきたいということを考えています。

水害の場合ですと、特に事前避難が必要ということで、避難の場所とか連絡先とかいった場所を先に御議論することになります。

地震の場合ですと、事前の避難がなかなか難しいものですから、まずは区としては、その対象の方々の支援をされている方々も含めた連絡先を区では把握していないというところがありまして、こちらから確認をしたいということで、来年度から取り組んでいくことになります。

議会では、こうした一律的な郵送ではなかなか対応ができないのではないかなという御指摘をいただいているので、そこはごもっともな部分はございますが、8,000人の方々を対象に、まずは一人でも多くの方々の支援者の方も



含めた連絡先等を把握することで、一人でも多くの方を救えると考えておりまして、取組をしたいというところでございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。水害の危険性のある玉川地域から着手していて、来年度8,000人ということですが、委員、何か補足はございますか。お願いします。

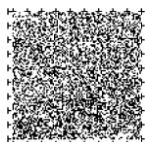
○委員 すみません、再質問ですが、8,000人と簡単におっしゃいましたが、今までで500人しかできなかったわけではないですか。これが本当に1年間で8,000に達成できるのですか。

今まで課題があったのに、例えば我々の会員も、対象者になっているはずなのに、対象から漏れているという場合が発覚したのです。それで「私、対象じゃないの」と私に聞かれました。玉川の保健福祉課に聞いたら対象者だったのですね。飛ばされているのです。なぜかという、家族がいるからだと言うのです。その方は全盲で、もうひとり暮らしになる、ならないの問題もあったのですが、御高齢の方と住んでいるとかとあって、情報が全然把握されてない。

それと、やっていらっしゃるのは、これは業者さんがやっているのではないですか。今、事業所とか、介護事業所とかとおっしゃっていますが、そこにたどり着いていないから、こういう問題を言わなければいけなくなってしまったのです。

ごめんなさいね、これは委員の部署ではないから、災害も絡んでくることなので、やはり全庁的にやらないと、福祉だけではできないと思う。

そして、玉川だけの問題ではないですよ。北沢の方もどうなのと、いろいろなことが出てくるのではないですか。では、対象者は本当に8,000人なのか。砧と玉川だけではないのでしょうか。残りの世田谷、烏山、北沢、これに



も対象者はいらっしゃるのですか。それがよく分からないことがあるのです。洪水がないとは言えないですね。

だから、そのところは、ちょっと申し訳ないけれども、そもそも情報が伝わっていないのです。情報コミュニケーションがあっても来ていないのです。申し訳ない、そのところをしっかりとっていただきたいのです。お願いします。

○保健福祉政策課長事務取扱 私たちのところも、保健福祉領域の取りまとめで、避難行動要支援者の担当なので、担当ということで説明をさせていただきます。

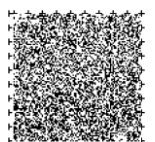
まず、今までできなかったというのは、まず、水害の方については、先ほども申し上げましたとおり、単に連絡先を知るだけではなくて、その方がどういうところにお住まいであって、例えば避難の先がどういうところなのか、また、連絡先はどうなのか、特に事前の避難ができる可能性が高いので、そういうことを区の職員が一件一件、郵送も含めて、電話をして確認したりしているところです。それで、昨年度1年間かかったところです。

今度8,000人というのは、世田谷区全域を対象にしていまして、例えば介護度5、4とか、介護度3で高齢者世帯のみとか、あとは手帳をお持ちの方とか、区の中である基準がありまして、その方々を網羅しているところです。

お話の方々が対象になっていないかどうかは、ちょっとすみません、分かりませんが、ある一定の基準に基づいて対象者を選定しています。

今度、この8,000人に対して、一人一人連絡を取る、連絡というのは、現実的には難しいということは、そのとおりだと思います。

国では、例えばケアマネジャーさんとかに、その作成等を依頼するというよ



うな御提案もいただいておりますが、では、実際にその方の誰がケアマネさんなのかの確認も、最新の情報等もなかなか持っていない部分がありましたので、区では、まずは一旦、住所を持っていますし、区で把握している情報もございませので、これを活用して御本人様に通知を出します。

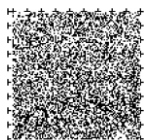
そういう意味では、今までなかなか連絡等ができなかったのは申し訳なかったですが、今回、8,000人に対して初めて区がアプローチするという第一歩になりますので、一人でも多くの方々に返信いただきながら御協力いただければと思っています。

○委員 遅れました、申し訳ありません。世田谷区聴覚障害者協会と申します。言いたいことは3つございます。委員からいろいろお話があったように、そこにダブる部分も多いと思いますが、ちょっとダブらないように省きながら申し上げます。

まず1つが、今回、国会での話もありましたが、もう一つ、ICT活用について、例えば高齢者はICT、タブレットとかを使えない方が多いので、そういう方たちを減らすために講習会をやろうという話もありました。そのあたりも入れていただきたいなと思うのです。

2つ目は情報コミュニケーション、14ページですが、情報コミュニケーションだけではなく、ちょっと分けて、情報アクセスとコミュニケーションと分けてもらえばよいかと思うのです。情報になかなかアクセスできない。例えば、聴覚障害で分からない人、また逆には、見えない人たちも情報が取れないなど、そういった人たちがアクセスできない状況がいろいろ生じています。その部分を解決すること。

それと、手話通訳者のコミュニケーションが必要、そのあたりもちょっと分



けて整理してもらえるとうれしいなと思います。

3つ目、インクルーシブ教育、インクルージョンという手話は、まだ私たち、決まっていないのですが、インクルーシブプランですか、それのように似ているのですが、インクルーシブとインクルージョンは、本当は意味がちょっと違うと思うのです。そのあたりもきちんと区民、皆さんが理解してもらえるかどうか、言葉を換えるだけでなく、もうちょっと細かく審議していただきたいと思っています。

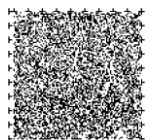
以上3点でした。

○部会長 ありがとうございます。災害時の避難は本当にせっぱ詰まった喫緊の課題ですので、今、行政としてもいろいろ対応を工夫してくださっているということですが、この件は、またほかの委員も何かお気づきのことがあったらお願いいたします。

それから、委員から情報関係でICTの活用、タブレットなどをどうという御提案とか、情報にアクセスとコミュニケーションの違い、それから手話通訳者そのものが、なかなか支援が難しい、アクセスできないとおっしゃっていましたし、インクルーシブとかインクルージョンというようなカタカナ語をどうするか、このあたりはまだ本当に委員の皆さんにいろいろな御意見をいただいて結論が出ていくことになるのかなと思うのですが、今の時点で事務局から何かございますか。

あるいは、ほかに多分御意見おありの方がいらっしゃると思うので、オンライン参加の方も含めて、何か御発言がおありの方がいらしたらお願いしたいと思いますが、今特に挙手の方がいらっしゃらないですか。

それでは、今の委員が御意見くださったところも含めて、事務局から何か御



説明いただけることがあったらお願いをいたします。

○障害施策推進課長 インクルージョンとかインクルーシブ、確かにこれをどのようにうまく使っていくかは、もう少し考えていかなければならないと思いつながらお話をお聞きしております。

ただ、私たち、考え方として、今までノーマライゼーションプランとしてきたところ、実はこのせたがやノーマライゼーションプランが平成7年に世田谷で最初に使っているものですが、当時のものもひもといてみますと、やはり今とは考え方も変わってきているなというところも感じていますので、新しい条例もできたこの時期に、インクルージョンの考え方を取り入れていきたいなというのが今考えているところにはなります。

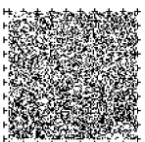
それからもう一つ、情報コミュニケーションの関係、アクセスとコミュニケーションを分けてという御意見をいただきましたので、そのあたりはもう少し実際の施策に落とし込む中で、どのように考えていけるか、整理していきたいと思っております。ひとまず以上になります。

○部会長 ありがとうございます。

委員、今の御説明について、取りあえずよろしいでしょうか、ありがとうございます。ほかの委員の方、今までの新しい計画の提案について、何か御意見おありの方がいらしたらお願いしたいと思っておりますが……。

それでは、取りあえず、時間も限られていますので、次の議題に進ませていただきます。次が報告事項になるのですが、(仮称)世田谷区手話言語条例の制定に向けた勉強会の実施報告ということで準備をしていただいておりますので、御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 会長、すみません、ちょっと話戻るようで申し訳ありま



せん。実は先ほど、資料1のところ、もう一つ加えてよろしいですか。

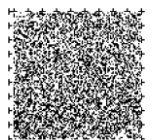
○部会長 ごめんなさい、どうぞ。

○障害施策推進課長 ごめんなさい、私のほうで遅くなりました。重点取組を9ページ目に6項目お示ししておるのですが、実はここにはないものとして、障害理解や差別解消という考えを今入れていないものですから、これについて、やはり重点取組としてあったほうがよいのではないか、あるいはその辺についてのお考えを皆さんから、決して今日でなくても構わないのですが、後ほどの御意見用紙でいただいてもと思いますが、ぜひ皆さんのお考えをいただけるとありがたいと思っております。

現在の計画の重点取組の中には、障害理解、差別解消という項目が入っておりますが、今のところ、事務局でつくっている6項目には入れずにいこうかなと思っていましたものですから、ちょっとその辺を補足させてください。今になって申し訳ありません。お願いいたします。

○部会長 今この重点取組のところなどについては、すみません、まだ委員の皆様から御意見がいただけていなくて、何かいろいろお考えがおありの委員の方もいらっしゃるかと思うのですが、特に今、事務局からは、この6つの項目の中に入っていない、今までの重点課題として、障害理解と差別解消というようなところをこの中に入れていないけれども、このあたりについてということで、何か御意見がおありの方がいらっしゃったらお願いをしたいと思います。

○委員 精神障害者の家族会と申します。差別をなくすという意味で、実は身体の方と知的障害の方に出ている世田谷区からの福祉手当が、精神障害者にはまだ頂けていなくて、私は、それはお金が必要なことから、財政的に無理なのかなとか、ふだん思っているのですが、それを割と精神の当事者の方と



か、あと家族の中にも、差別と捉えている人がいるのですね。それを私も最近知って、私は全然それを差別と捉えていなかったもので、ちょっとびっくりしたのですが、その辺、でも、ただ、精神の家族としては、その福祉手当をすごく切望しております、その辺を障害施策に、今後望みがあるか、ちょっと伺いたいのですが、福祉手当を頂けるようになるのかなということも……。

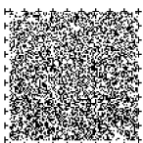
○部会長 それを差別というような捉え方もあるということです。御意見をいただきましたが、このあたりをお願いいたします。

○障害施策推進課長 区の心身障害者福祉手当の制度で、今、精神障害の1級の方については、たしか月額5,000円を出ている制度になっておるのですが、2級・3級の方だと今、対象になっていないと。一方で、例えば身体障害、あるいは知的障害の方を対象とした福祉手当が、少し広めに対象としているということで、私どものほうも以前から御意見はいただいておりますので、これをどうしていくかというところは、検討すべき課題だということで考えています。

あと、方向性をまさに今、検討していこうとしているところですが、例えば精神障害の2級の方ですとかに広げる場合の、実際の財政的な負担のことをどうしていくのか、あるいは財源確保ができるのか、また、手当というよりも、精神障害の方の支援施策がもっと進むようなことを考えていけるのかとか、あわせて考えていきたいと思っています。

○部会長 広い意味では2番目の精神障害施策に入るのかなという気もいたしますが、今、御意見いただいたところは、またこれからぜひ検討を続けていけたらと思いますので、ありがとうございます。

障害理解、差別というあたりで御意見がおありの委員はいらっしゃいます



か。

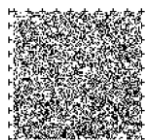
○委員 お聞きしたいのですが、逆に、障害理解とか差別解消ということが今回、重点項目に入れていない理由は何かあるのでしょうか。

○障害施策推進課長 様々御意見をいただきながら、あるいは実態調査をする中で、重点取組をあまり増やし過ぎないようにしようと思いつきながら、まず抽出して考えてきました。その中で、次の3年間、特に重点的に取り組むものはどれだろう、あるいは新しい考え方、新しい視点でやっていくものはどこだろうというところも考える中で出てきた6つでして、結果として理解、差別解消というところについては、今入ってないと、そのような状況にはなりません。

すみません、今日の8ページ目にもあるような、視点というところでは、相互理解が当事者参加、あるいは担い手支援といった言葉は使っておるものから、そういったことも考え合わせる中でと言った方がよろしいですね。ごめんなさい、補足させてください。

○部会長 ありがとうございます。委員が補足で御発言をおありだということですので、お願いいたします。

○委員 本当に個人の感覚でしかないのですが、何かこの重点項目を見たときに、すごく世田谷区ならではの、とがった計画というか、本当にピックアップしているものが、かなり具体的なので、すごいなと思う一方で、でも、この差別解消とか、やはり権利擁護とか合理的配慮みたいな視点は、普遍的なものとして、一番重点として、やはりあるべきものではないかなと思っているので、これに一つその項目が入ることによって、何かより網羅感があるというか、それこそインクルージョンな感じを表すためには、その項目があったほうが、印象として、何となくしっくりくるというような感じが、私はいたします。



○部会長 委員、ありがとうございました。本当に委員おっしゃるように、それが入ることで、何か全体が、基盤でもあるしみたいにも、6つのそれぞれとも関わるしみたいなことも改めて感じましたが、という御意見もいただいですが……。

○委員 高次脳機能障害です。今の差別解消法のことですが、この間、法改正の閣議決定がされ、来年の4月1日から施行という形で、国のほうも動いているので、やはりちゃんと明記しておいた方がよいと思います。民間義務になってくるというように、どんどん変わってきますから、やはりそこはちゃんと打ち出しておいたほうがよいと私も思います。

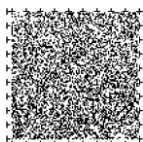
○部会長 委員、ありがとうございます。差別解消法の改正が、来年4月からの施行が決まりましたしという流れも踏まえて、入れておくべきという御意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは、今日で決定ということでは全然ありませんので、今日いただいた御意見なども含めて、委員の皆様、また御検討いただいでと思います。

それでは、すみません、私、先走ってしまいました。次の資料2の説明に入っただいでよろしいでしょうか。では、手話言語条例の勉強会の報告ということをお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料2を御覧ください。(仮称)世田谷区手話言語条例制定に向けた検討状況というところで前回も御報告したところですが、2月24日に勉強会を行いましたので、その際の資料ということで、この別紙でおつけしております。

すみません、資料2のかがみ文ですが、24日と25日と2つ書いてありますが、24日でした。訂正させてください。



講師としては、群馬大学の共同教育学部の先生をお呼びして、お話をお聞きしました。群馬の手話言語条例の制定に関わられた方とお聞きしております。そのときの資料を、本日お配りしています。

たくさんありますし、私のほうで御説明する内容はあまり多くはないのですが、一つ二つ印象に残っているところで申し上げますと、ごめんなさい、資料にページ番号を振っていないで分からないのですが、真ん中あたりの群馬県の手話言語条例を御紹介した後のページで、「ろう者にとっての手話」というページがございまして、印象に残っているところなんです、ストレスなく他者と通じ合える唯一の言語が手話なんだというお話。

それから、手話通訳がなければ、あるいは、相手が手話ができなければ、障害者同士の輪にも加われないんですよというお話。

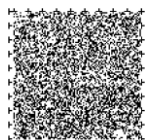
手話が守られて初めて、ろう者は出発点に立てるのだというようなことがありまして、この辺が非常に印象に残った勉強会の資料だったなと思っています。

なかなか手話言語というところ、今、この新しい条例の準備をしていこうとしているところですが、その言語としての手話というのは、なかなか分かりづらいつころもあるかなと思っている中で、こういった御説明いただいたなと思っています。

御説明としては、簡単ですが、以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。本当に興味深い資料で、私もいろいろ気づきがありましたが、この勉強会に参加された委員の方、いらっしゃれば、では、委員、お願いいたします。

○委員 手話はコミュニケーション方法ではなく、手話は言語として条例をつ



くろうと思ったという、その部分ですが、先生からいろいろなお話を伺いまして、いろいろ頭の中を整理することができました。

「手話は言語」をどのように世田谷らしい条例に結びつけていくか、それが今後の課題だと思っております。それを皆さんと一緒に、改めてもっともっと審議していきたいと思っております。

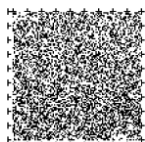
○部会長 ありがとうございます。本当にこの手話が言語であるという言葉はよく使われるのですが、その本質などについては、当事者の方たちから、いろいろな御意見などもいただいているので、今、世田谷らしく整理とおっしゃっていただきましたが、その整理ができるといいなと改めて思いましたが、この条例の勉強会等について、あるいは今後の条例に関する御意見等でも結構だと思いますが、何かおありでしょうか。

それでは、今、特に会場からも御発言がないので、本当に興味深い資料を拝見できて、いろいろ考えさせられました。ぜひ今後の条例検討に、委員の皆様もいろいろ生かせる御意見をいただけるとと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、この資料2については取りあえず以上で、資料3で、やはり報告事項ですが、東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の生活介護に関する扱いが変わってきているというようなところで、資料3を用意していただいておりますので、これについての御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○障害者地域生活課長 私から資料3について御説明申し上げます。

1の主旨でございます。昨年11月10日の、今年度の第2回の当協議会で御報告した東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘、これか



ら東リハと省略してお話ししますが、こちらの今後の取組について、また、その経過を御報告するものでございます。

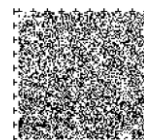
2の日中支援と夜間支援の一体的提供の見直しでございます。(1)として自立体験ユニットの部分でございます。当該施設、東リハですが、日中支援と夜間支援の施設入所支援を一体的に行っております。その中のユニットの一つである自立体験ユニットについては、入所後も、これまでの通所先での通所を継続しながら施設入所支援を受けることができるように、昨年11月からですが、支援方法を見直しました。

この当該ユニットの定員は10人ですが、その使いたいという人が31人申込みがございました。現在は入所に向けて調整を行っているところでございます。施設利用の新たなニーズが確認できておりますので、これから入っていく方々の支援の効果を検証しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

また、10人の定員で31人ですから、差引き21人いらっしゃるわけですが、こちらの申込みの方については、この同じ施設の短期入所の利用を勧めさせていただいて、地域での生活継続に向けた支援に取り組んでまいりたいということでございます。

おさらいですが、下にある図1の、まず大きい矢印の左側ですが、もともと真ん中の囲みである東リハは、入所して、日中の支援も全てこの施設の中で行うと。ですから、自宅にいる人はこの中に入れなかった。ですので、自宅にいる人は、自分が通っている日中通所施設に通うしかなかった。

これを矢印の右側で見させていただきますと、自宅からも、一番下の囲みでありますとおり、東リハさんでの日中支援が受けられるようになる、入所しなくてもできるようになるような形を今回、これはお示ししているものでございま



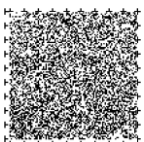
す。

続いて裏面、(2)医療的ケアの拠点としての医療的ケア者受入れ枠の拡大でございます。こちらは、自立体験ユニットの導入によって通所枠を拡大しました。これに伴って来月、4月からの医療的ケアが必要な特別支援学校卒業生の新たな受入れを進めてまいります。特別支援学校の状況など、今後の需要を踏まえながらですが、計画的に医療的ケアの必要な通所者の受入れが行える体制を整備してまいりたいと考えております。

こちらも絵がありまして、これも復習でございます。帯が上と下にありますが、上の帯はこれまでの内容です。50人が入所して、その人たちは日中も生活介護を利用、その施設で使って、夜もそのまま入所しているというイメージです。

そして、下矢印の部分ですが、50人入所のうち、40人がそのまま東リハさんで使っていて、残り10人が別の施設を利用する、入所したまま別の施設を利用する。そうすると、日中の支援の枠が空きますので、これが、少し弧を描いたような矢印が下に向いておりますが、それを自宅から通って、医ケアの人たちを受け入れていくという仕組みをつくってございます。これを今後また拡大していきたいと。拡大というのは、引き続きその医ケアを受け入れられる体制を整備していきたいと考えてございます。

3のその他です。前回御報告したとおり、施設の運営状況の確認は毎年モニタリングを実施してございます。もう3年、今年度末で4年になるわけですが、施設に対する利用者のニーズの変化も生じてございますので、今後も当協議会などにも報告しながら、施設側と検討を継続して、よりよい施設に進めてまいりたいと思っております。



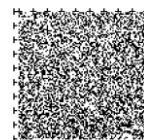
○部会長 御説明ありがとうございました。ということで、いろいろなニーズに対応できるような運営方法に変えている、特にこの通所の枠には10人の定員、31名も希望があったというような御報告をいただきましたが、今の御説明について御質問、御意見がおありの委員、お願いしたいと思います。

○委員 医ケアの部分ですが、前回のところがどうしても私は衝撃で耳に残っているのですが、自立支援協議会会長から、すごい御発言がありました。この東京リハビリが、この医ケアのことですが、50人の定員に対して、前回たしか34という数字が出ていたと思うのです。そして、この対策を打ったと思うのですが、その後の動きはどうなのかがすごく気になることです。

医療的ケアの場合は、やらなければいけないことであって、人も大変だと思います。いろいろなことがあると思うのですが、その後、何かの対策、それからやはり先生から情報提供があったように、川崎ではいろいろ対策を打っているというような情報提供もあったと思うのですが、何か参考にして東リハのほうに指導をされたのが1点目です。

あと本当はこの場であまり申し上げたくないのですが、私どもの視覚障害に関することは、日中型での自立訓練のことをどうしても言わせていただきたいのです。今日場で本当は申し上げるべきことではないのですが、私どもの自立訓練は、東京都の盲人福祉協会が東京都から委託を受けて、相談を全面的にやっています。都内の視覚障害者は、ほぼ都盲協が引き受けてやっているような状況です。

この世田谷区と荒川区は、歩行訓練、自立訓練は、地元があるからこそ、この総合福祉センターの時代にはお世話になって、やれる施設なのです。ところが、この東京リハビリさんは、先ほど、委員もちょっと申し上げていただけ



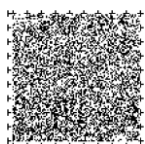
も、私たちにとって情報コミュニケーションである、i P h o n e とかパソコンとかの様々な訓練のところに対して、この場で申し上げますが、4年間、仕事を実際にはできなくて、働いていらっしゃる指導員が、スキルがないということが分かったのですよ。

これは何でこんなことかという、私どもの会も、自立をするために、I C Tを活用するi P h o n e 教室を無償で行っています。条例がありますから、やはり困っている人たちに対してやらなければいけないのです。でも、このことに対して、東京リハビリさん、そして保健センターさん、全く先生が分からないということで、私たちのところに、相談員をやっていますから、駆け込んで来ているのです。私たちは行政と、この施設の下請ではないです、受けるころなのです。それができていないのですよ。

それからもう一つ、もっと衝撃な話を申し上げますと、今、東京リハビリさんのほうには産休で先生がお休みになられています。これはやむを得ない事情だと思います。ただ、その先生がいないとき、先生が全くいなくて困っている人たちがどこに相談に来たと思いますか。私たちの会なのです。私たちは受けるほうなのです。それができていないのです。

それで、今回、委員もおっしゃっていましたが、国がI C Tを活用して、障害当事者が障害当事者を教えること、これは新たな社会モデルなのです。私どもは5年間、全盲が全盲をやってきました。残念ながら次年度の令和5年度に、世田谷区さんは情報コミュニケーションの研修会については予算をつけてくださらなかった。とても残念です。

これで情報を確認することを、今日も、歩行訓練を受けたいという方が相談をしても、人がいないから、ほかの施設が下請になってしまっているのです。



地元の意味が何なのだという事なのです。それを世田谷区さんは指導するならしていただかないと、せっかく施設をつくっている、これはこんなことでよろしいのですか。

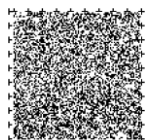
議会ではないけれども、これは言わなかったら議事録が残りません。これは本当に申し訳ないけれども、真剣にやらないと私たち、命に関わるような歩行訓練も受けてくれないのですよ。具体的にほかのところに行ってくれと。これでいいのですか、日中型も。

私たちは歩行訓練がなかったら、幾らハードが進んでも、これではどうしようもないのです。私は会の会長をやっているとして、いろいろな方から相談が多くなりました。白杖を持つこと、そして訓練を受けたい、受けたいけれども受けられない。単なるお金の問題ではないではないですか。

部長、ちょっと答えていただけませんか、今日は、しっかりと。お願いしたいと思います。お願いします。

○部会長 御指摘ありがとうございます。この前に、副部会長から、34人しかいないというような御指摘もいただいて、本当に私たちはびっくりしたのですが、その後の状況がどうなっているのか、そして、今度、通所からの利用ということで、10人ということになったそうですが、入所の空きなどがあるのであれば、この31人希望があったというあたりに対応できないのかどうかみたいなことも、ごく素朴な疑問としてあつたりしますし、今の視覚障害の方の生活訓練に関わることが全くできていないという御指摘がありましたが、このあたりについてはどのような状況なのか把握していらっしゃる事とか、行政としての今後のお考えとか、部長にお聞きしたいということですが……。

○障害者地域生活課長 すみません、では、地域生活課長から状況を御報告と



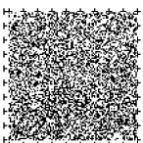
どうか、御説明したいと思います。

委員のおっしゃっていることは私も把握してございます。まず1点目の34人というスタートに関しては、先ほどの自立体験ユニットに一部入っていて、10人入ったわけではございませんで、やはりいろいろなケースを様々確認しながらやっておりますので、若干時間がかかっております。

加えまして、地域移行も、退所も進んでおりますので、34で御報告した数については、3月22日現在で36で、プラス2になっております。ただ、そこでおしまいではなく、今も入所に向けた調整をしている最中ですので、この後も、少しずつですが、人数は増えていくことを目指して、今まさに施設と調整をしているところでございます。

2点目、自立訓練の内容で、ICTの話と歩行訓練の話がございましたが、まさに今、先ほどの自立体験ユニットの入所の調整と同じように、今、時間がかかっていて、大変皆様から、御迷惑をかけていることは承知しておりますが、まさに全力で、今、東リハさんを、このままの施設で、3年たって、4年目、本当にまさに本腰を入れて、てこ入れをしているところなのです。

そこは、先生がおっしゃっていたことと全く同じで、この指摘は、もう私たちとしては正面に受け止めております。そこをしっかりと、これから、東リハを本当に皆さんに愛される施設になるために、時間がかかっておりますが、必死になって、今あることを改善していかないと、新たなメニューというものはなかなか難しいです。そこをまずしっかりやらせていただいた上で、委員のおっしゃっているようなメニューのプラスも検討していきたい、そこは一切受けませんということではなく、受けられないということだけ御理解いただきたいと思っております。



そこを、ICTの部分については、東リハさんとはちょっと論点がずれるかもしれませんが、障害者休養ホームひまわり荘、そこを世田谷区で運営してございまして、そこではパソコン教室をやってございます。来年度に向けては、引き続きパソコン教室の内容で進めてまいります。おっしゃるように、スマートフォンとかタブレット関係というのは大分普及してございますので、そういう部分でのメニューを増やしていくなど、様々そういう別のやり方も含めて、ICTの支援、皆様への、障害者への支援を考えていきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。この問題を最初に提起して下さった副部会長……。

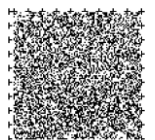
○障害福祉部長 すみません、障害福祉部長です。

○部会長 ごめんなさい、部長からも、失礼いたしました。

○障害福祉部長 委員から、私からもということもあったので、主要な説明は今、障害者地域生活課長がしたとおりで、しっかり向き合いたいと思って、こちらとしてもやっているところです。そのところは本当に、今できていなくて、委員のところの協会を含めて、皆さんに御迷惑をおかけしながら、御協力いただきながらやっているところですが、そのところはしっかり取り組んでいきたい。

そして、あと保健センターという部分もちょっとあるので、そこも含めて、しっかりとちょっと考えを整理したいなというふうには思っています。

そして、ICTの部分で言うと、委員がまさに取り組んでいただいているように、当事者の方が当事者を教える、国のほうも言っていましたところ、そこ



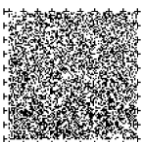
のところも非常に重要だと思っていて、区として今、新しいプランを立てていますが、今年度、本当に予算が取れなかったことは申し訳ないなというところはありますが、そうした当事者が当事者を教えるということも含めて、次のプランのときに、どういう形できちんと示すのか、それは予算もつけて形にしたいなと考えていますので、そこのところは御理解をいただきたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。今の御説明について委員も御意見おありかと思うのですが、副部会長、どうぞお願いいたします。

○委員 今お名前を挙げていただいてありがとうございます。東リハさんの運営については、僕も実はちょっと関心をもちろん持っておりまして、区の皆さんと御一緒に、少し実際に施設の方々との打合せにも立ち合わせていただく機会を得ました。

そして、先ほど障害者地域生活課長がおっしゃられたように、今、基本的には改善の方向に向かいつつあるなと思っています。私も前回御紹介した通過型の入所施設のモデルとなる他の自治体について、もう少し情報を得たり、学びをしたりというようなことで、実は早速そういったところとも連携を取り始めてくださっていますので、今は本当に残念ながら、一般的に足りないと言われている入所枠が空いているということは残念ですが、改善に向けた方向は今着実に進め始めたのかなと思っています。

また、もう一つ言えば、区の方と御一緒にそういったことのプロセスに関わっていて、かなり区の方々も、まあ、民間施設だからというような形で東リハに任せているという状況ではないかと、これは個人の感覚と言いましょうか、そこに携わった、立ち会った者としてそんな印象を持っています。



本当に東リハのよりよい形での体制の立て直し、業務改善等々を応援していきたいと思えますし、また、この協議会の皆さんにもぜひ関心を持って見守っていただきたいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○部会長 情報提供をありがとうございました。この東リハ関連のことで、ほかに。

○委員 世田谷区医師会でございます。東リハについては、開所当初から、やはりいろいろ問題があるのは、人員不足ということを理由に、いろいろ事業がうまくいっていないということは前から聞いていたところです。

一つは、運営状況の確認は毎年モニタリングを実施されているということは、利用状況は把握されていると思うのですが、東リハの職員、人員の増減だったり、やはりいろいろやっている人たちはすごく一生懸命のようですが、人がいないと、やはりできないということで、職員、人員の増減などは区のほうで把握されているのでしょうか。

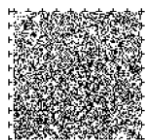
○部会長 委員、ありがとうございました。

○障害者地域生活課長 地域生活課長でございます。職員の状況については逐一、職種別に確認していますので、若干その内容について不足するようであれば、施設側としっかり、その確保に向けて募集の手続はしてほしいというお話をしております。

○部会長 委員、何か補足していただくようなことはございますか。

○委員 そうですね、人員不足が毎回本当に一番の問題ではないかと思っておりますので、そこをしっかりとやっていただきたい。

あと、先ほど先生から民間施設というお話が出ましたが、東リハは世田谷区



からかなり補助金がいっぱい出ておりますので、やはりその辺もしっかりやっていただきたいということがございます。

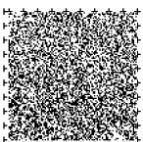
○部会長 貴重な御指摘をありがとうございました。

会場のほうで、委員が御発言いただけるということですので、お願いいたします。

○委員 重症心身障害児（者）を守る会です。東リハの件で、重症心身障害児（者）には、医療的ケアを含む人がたくさんいます。私の息子もその該当者です。それで、生活介護のほうで医療的ケア者の10名増えるという、日中の空き枠のところが増えるということは、とてもありがたいことと思って、とても希望が持てると思うのですが、単に10名増えたというところで、10名の方が週5日、平日であれば日中通えるところでしたら、5日きちんと通うことができるのかと。

それは、個人の体調とかいうことも関わってくると思うのですが、極力学校のほうは、特別支援学校、東リハの裏の光明学園ですが、みんな、今、結構体調を整えて、学校を週5日、私の息子も通っております。これがやはり5日間受け入れられないというケースを結構聞きます。なので、5日間体調を整えて通える方は、極力5日間通えるような体制を整えていただきたいということが1点。

あと、医療的ケアと言いましても幅がありまして、簡単な、ちょっと鼻腔のチューブ、吸引等もあれば、一番問題になりますのが人工呼吸器で、これはもう就学期からの問題ですが、人工呼吸器を使用している方の通所のほうが、自立して通所できるように、親が同伴して通わなければいけないということではなく、やはり今から成人期のところを、自立して単独で通えるようにというよ



うに整えていただければなと思います。

でも、たしか東リハさんは、今、人工呼吸器を使用しているも、自立して通われていると思います。でも、たしか通所日数が1日とか2日とか、少なかつたと思います。そのあたりは、やはり人材の確保、看護師さんですね、医療的ケアを扱える方は看護師さんですので、看護師さんの確保が、やはり先ほどの委員の方からの発言もありましたように重要ななと思っておりますので、よく大量に、何か離職されたとかいうことは結構繰り返されているかと、うわさで聞くのですが、そのあたりもよくモニタリングなどしていただいて、そのあたりはぜひ確保していただきたいなと思います。

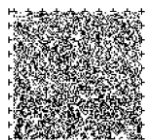
その2点です。よろしく願いいたします。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございます。このあたりについては今の時点で、はい、お願いいたします。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長です。まず1点目は、週5希望の話でございましたが、もちろん体調がどうなるかというところが一番大きくて、御本人様の御要望で週5、あるいは週5にならない、やはり週3とか週2とかになってしまうような方も現実的にいらっしゃる、ほかの施設でもいらっしゃる場合が多いです。

やはり一人一人しっかりとケアをしていかなければいけない人たちですので、そういう意味では、いわゆる施設の空間と体制、そういうものが充実してこない限りは、なかなか週5、全ての10人を週5ということが、すぐには多分難しいのではないかと思います。

それで、ちょっと1つこの2ページ目の医ケア者の分を全て10人というようなものではなくて、医ケア者を含む部分ですので、もちろん結果的に医ケア全



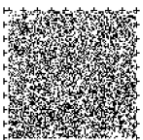
てになる可能性は当然ありますから、医ケアの枠だけを10人増やしたということではないということだけ、ちょっと誤解のないようにしていただきたいのですが、ただ、医ケアだけを10人にするという可能性を否定しているものではありませんので、そこだけちょっと誤解のないようにしていただきたいかなと思っております。

通所については、先ほど申し上げたような、施設面と人的な面と、あと御本人様の状況次第で、もちろんその週5は駄目ですよとかいうことにはならないようにしていきたい。

ただ、現状で今すぐできるかと言われると、なかなか難しい部分はあるのかなと思っておりますので、そこもやはりノウハウを蓄積していきながら対応していくことになるのかなと思っております。

2点目が、人工呼吸器の単独通所の話だったかと思いますが、こちらについても、ちょっと私が今把握できていないのですが、そういう方がいらっしゃるって、それが単独なのか否かというところの状況まで、ごめんなさい、私が把握できてございません。

そして、その希望であれば、そういう可能な場合とか、その状況を見ながらになってしまうのかなと思っておりますので、やはりそこが難しい場合であれば、親御様のほうの御協力ということも、ケースとしては出てくると思いますし、やはりそのケース、その人それぞれの状況が、Aさんの場合はこういうことに気をつけてください、Bさんの場合は、同じ人工呼吸器でも、こういう場合に注意してくださいと、ケースごとに異なると思っておりますので、そういうことも、体制が充実してこない限りは、現時点で足りないというわけではないのですが、今後やはりこういう枠を増やしていくということをお示ししておりますから、



それであれば、それに対応するように人も増やしていかなければいけないわけですので、そこについてはしっかりと、足りなくなかないかどうか、ちゃんとサービスが提供できているのかどうか、そこを施設と共有しながら、御要望に沿えるように、しっかりと我々も、施設と協力、関係性を築いて、できないことはちゃんと、できないと言ってよいかどうかはあれですが、しっかりできるように努力してほしいということは伝えていきたいなと思っております。

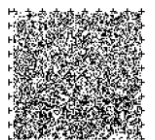
○部会長 では、委員にお願いいたします。

○委員 すみません、光明学園PTA会長と申します。一言だけ発言させてください。

特別支援学校に子どもを通わせている親として、今回、卒業後の通所枠を増やしていただけるという試み、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。実は今、私の息子は、短期入所で東リハさんにおります。医ケアがない子なので、毎月定期的に短期入所を利用させていただいていまして、本人はすごく楽しく利用しております。

また、私の知り合いのお母さんが緊急で入院する必要に迫られたときに、まだ契約をしていなかったのですが、急遽契約対応をしてくださって、その1週間の入院中の半分ぐらい、短期入所の利用をさせてもらって、かつ隣の光明学園に通わせていただいたという話も聞いて、そのお母さんはすごく感謝してらっしゃいました。

東リハさん、すごく努力していただいていることも伝わっておりますので、今後いろいろ改善点はあると思うのですが、より一層よい施設になるように、世田谷区が力添えしていただいて、よい施設になるようにとお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。



○部会長 委員、どうぞ。

○委員 世田谷区肢体不自由児（者）父母の会です。私の息子も、まさに今、短期入所しています。

それで、4月、5月の体制ですが、新しい人が異動して体制が整わないので、日数と、それから日にちまで変えられてしまったのです。4か月も前に、そこが必要だから取っているところであって、それを1週間もずらされると、すごく困るのですね。だから、体制が整わないから、この入所を勝手に変えられるということはやめていただきたいと思います。

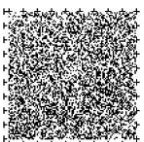
それから、こちらの(1)の21名の方が短期入所の利用を勧められているのですが、これは東リハさん、最初のと きからの短期入所を勧めるとい う言葉を聞いているのですが、21名の方が入所できないから短期入所にされてしまうと、20床しかないところに21名が移ってきてしまうとすると、外から短期入所をしたいという人が入れなくなってしまうのではないかと、とても不安な状態ではないかなと思ってしまうのですが、それだと、うちは今回、障害児のほうの部屋に入れさせられているのですね。

○委員 逆もあります。

○委員 そういう事態もいっぱい出てくるのではないかと。ケアをしていただく側としては、不安がとてもあるのです。そこのところ、今、人員も、課長さん、把握されているとおっしゃっていましたが、介護のほうがおろそかにならないような状況をつくっていただきたいと思います。

○部会長 委員、御経験に基づく貴重な情報、御意見をありがとうございます。

○障害者地域生活課長 御意見ありがとうございます。地域生活課長です。



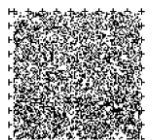
4・5月の体制というのは、この来月、再来月の予定を言われたと、昨年ではなくて、今回、今度の話ですね。事実確認させていただきます。

あと、21人全部短期入所を利用してしまったらどうするのというお話だと思っておりますが、こちらについては、やはりもともと21人の方々が自立体験ユニットを使いたいということで申込みがあったわけで、それがいろいろヒアリングといたしまして、話をしていく中で、21人が今回のユニットのほうには移らなかったわけですが、この21人の、やはり様々、個人個人の御事情がございました。言い方が正しいかどうかは別として、やはり社会になかなか出る機会が少ない方々が多かったようなお話を聞いております。

そういう意味で、そういう外に出て泊まっていくということが、なかなか経験として少なかったというお話があったので、やはり短期入所などを繰り返していただきながら、そういう御自宅から1回出るという経験を積んでいっていただいて、やはりそういう入所につなげていく、そういうことを繰り返していくために、短期入所を進めていこうということで今考えておりますので、一概に長期間、短期入所をずっと予約してしまっただけで使ってもらおうというような使い方ではなくて、ぽつぽつと年に何回か使ってもらいながら、慣れていってもらいながらということをご想定しております。

ですので、21人が同じ時期に同時に入るという想定はしてございませんので、仮にそういうお話になれば、仮にとりか、21人全てが短期入所を使うということになった場合は、時期を少しずつずらすなり何なりという調整はしてくるのかなと思っております。

○部会長 ありがとうございます。いろいろな御意見をいただきましたが、ほかにこのことをという委員の方、いらっしゃるでしょうか。



あと、すみません、私の意見ですが、先ほど委員が、今、光明では週5日、安定して通えていると言ってくださって、やはり今その状況がある方が「受入れ体制ができないから週2日になります」みたいなことにならない努力は、ぜひしていただきたいなと思いました。

人員とか、いろいろあるということですし、4月、5月が厳しいということはこの施設も同じかなとは思いますが、そこはまた、本当に行政と何か知恵を出し合ったり、力を出し合ったりというような対応が、やはりしていただきたいなと思いました。

あと、委員、今までの御意見聞いていて何かございますか。

○委員 いいです、やって変えなきゃ困るので、一緒にやりましょうということです。

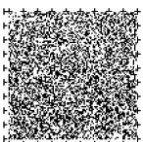
○部会長 はい、という力強いお言葉もいただきましたので、それでは、すみません、ちょっと、大事な御意見をたくさんいただいたので、少し時間がかかっておりますが、それでは東リハ関連はここまでにしていただいて、次に、その他で用意をしていただいていたかと思いますが……。

○障害施策推進課長 その他というところで、特にございませんで、あと残り、事務連絡に移らせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○部会長 はい。

○障害施策推進課長 それでは事務連絡、3点ございます。

まず1点目です。本日は用紙もおつけしておりますが、意見提出のお願いです。質問や御意見を、できましたら3月30日木曜日までにいただければと思います。提出方法は、ファクスや電子メールなどで事務局までお寄せください。お願いいたします。



2点目です。本日の議事録についてですが、また事務局で作成したものを、後日、皆様にお送りしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

3点目は次回の日程です。令和5年度、次回ですが、予定では5月の後半頃に開催をさせていただこうと思っております。日程が決まりましたら、また御案内申し上げます。

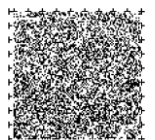
事務連絡3点は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。それと、委員から自閉症啓発デーのチラシを頂いているのですが、これについては何か情報を御説明いただいてもよろしいでしょうか。すみません、オンライン参加の方は、ないかと思うのですけれども。

○委員 東京都自閉症協会です。4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーということで、自閉症のことを知ってもらうということで、自閉症のテーマカラーである青を使って、いろいろなランドマークをブルーにライトアップしたり、デコレーションしたりという活動があります。

世田谷区さんは、もう7年前から御協力いただいている、ずっと区役所のデコレーションをさせていただいている、まさに今日、今朝、区役所のほうを青くデコレーション、ブルーのハートでやってまいりました。その模様は4月2日、自閉症啓発デーの当日にオンラインイベントをやるのですが、世田谷区役所のデコレーションの様子もそこで、オンラインイベントの中で映像で放映させていただきます。

なので、もし皆さんも区役所に足を向けられることがあったら、今、区役所は青いハートでいっぱいになっておりますので、見ていただければと思います。よろしく申し上げます。



○部会長 委員、貴重な情報をありがとうございました。どうぞ皆さん、世田谷の区役所に行ってください。

ほかに何か情報提供というような委員の方はいらっしゃいますか、よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の案件は全て終了しまして、大事なこと、それから、プランについては、まだまだこれから皆さんに御意見をたくさんいただきたいところですので、さっきの意見提出書を使っていただいたり、今後またいろいろお聞きできればと思います。

それでは、以上で障害者施策推進協議会は終了とさせていただきます。本当に貴重な御意見をたくさんありがとうございました。お疲れさまでした。失礼します。

午後 8 時47分閉会

